

### ①南鳥島工事情報

2011年2月から南鳥島において実施していた、2011年の浚渫工事は7月末に竣工しました。工事途中に台風等による荒天待機もありましたが、事故もなく工期内に完了することが出来ました。

※浚渫とは、海底面を掘削し船舶の喫水を確保するものです。



浚渫作業状況



荒天待機状況

### ②南鳥島で水域の巡視を実施中

南鳥島では、無断に水域占用、土砂採取、国土交通大臣が指定する廃棄物投棄が行なわれていないか、日々、巡視を行っています。

#### 新法に基づく国土交通省の業務（特定離島関係）

##### ○特定離島港湾施設の建設、改良及び管理

##### ○特定離島港湾施設周辺海域における行為規制

- ・「水域の占用」「土砂の採取」「国土交通大臣が指定する廃物の投棄」を行う場合、国土交通大臣の許可が必要。
- ・占用料(5~10円/m<sup>2</sup>)及び土砂採取料(85~210円/m<sup>3</sup>)の徴収(必要に応じて減免措置有り)。
- ・船舶、車両等の廃棄及び放置を禁止。



水域管理状況

